

令和4年12月八戸市議会定例会

報 告 事 件

(その 2)

12月市議会定例会に報告すべき事件

報告第37号 専決処分の報告について
(自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めること
の専決処分)

報告第37号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和4年12月20日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和4年9月12日に八戸市大字新井田字木戸場の市道において発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第26号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

市道における蓋が欠損した側溝による自動車破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和4年12月9日

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 金額 8,278円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。